

## 中野駅周辺における駐車場整備地区及び駐車場整備計画の変更について

中野駅周辺では駐車場の整備に関して、「中野駅周辺駐車場整備地区」(平成23年4月)が都市計画決定され、それを踏まえ「中野区駐車場整備計画」(平成23年9月)が定められている。策定後、これまでに各地区で土地区画整理事業や市街地再開発事業等まちづくりが進んでおり、これらの事業進捗と合わせて適切に駐車場施策を進めるため、駐車場の整備に関する地区及び計画内容変更の検討を進める。

### 1. 法令上の位置づけ

#### 1) 駐車場整備地区

駐車場法第三条に基づき、自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し円滑な道路交通を確保する必要がある区域として、都市計画決定している。

#### 2) 駐車場整備計画

駐車場法第四条に基づき、駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要と供給の現況及び将来の見通しを勘案した整備に関する計画として中野区が定めている。

### 2. 中野駅周辺駐車場整備地区の変更について(別紙1)

#### 1) 変更の考え方

現在、定められている中野駅周辺駐車場整備地区面積約28.0haについて、別図のとおり中野四季の都市地区・中野三丁目地区・囲町地区の一部を追加指定し、面積を約32.8haとする。

#### 2) 変更理由

中野駅周辺における各地区の土地利用転換に伴い、用途地域が商業地域や近隣商業地域に変更済または変更見込みの区域について、増加する駐車需要に対応し、円滑な道路交通を確保するため

### 3. 中野区駐車場整備計画の変更の考え方について

- ・計画の対象範囲について、駐車場整備地区の変更を踏まえてエリアを拡大する。
- ・駐車施策に関する方針として、地区の現状を踏まえ、路上駐車への対応、荷捌き車両への対応、大規模開発に伴う駐車場の有効活用などを明記する。
- ・「中野四季の都市」など既に整備された駐車場の利用実態等を踏まえ、地区内における駐車施設の適切な確保と運用を図るため「地域ルール」の導入について明記する。

※「地域ルール」とは、東京都駐車場条例に基づく、地区の特性に応じた駐車施設の附置に関する基準のこと。基準に基づき、必要な駐車施設の確保が図られていると知事が認める場合に、駐車施設の台数の軽減、駐車施設の集約設置等が可能となる。

#### 4. 今後の予定

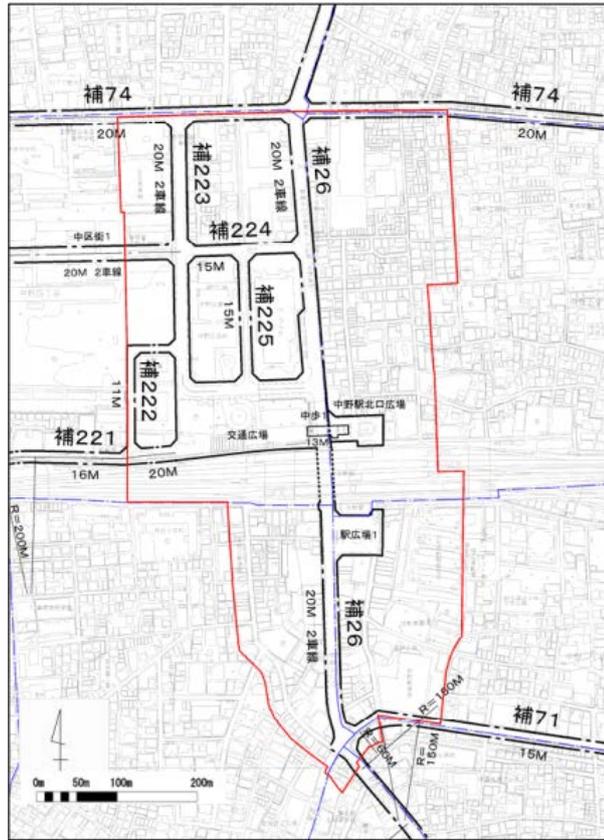
- |       |     |                            |
|-------|-----|----------------------------|
| 平成29年 | 1月  | 駐車場整備地区（原案）、駐車場整備計画（素案）の作成 |
|       | 2月  | 区民説明会の開催                   |
|       | 3月  | 駐車場整備地区（案）、駐車場整備計画（案）の作成   |
|       | 4月  | 駐車場整備地区（案）の公告・縦覧、区民説明会の開催  |
|       | 5月  | 駐車場整備地区（案）都市計画審議会諮問        |
|       | 6月頃 | 駐車場整備地区の都市計画決定、駐車場整備計画の策定  |

中野駅周辺駐車場整備地区の現状と変更の考え方

中野区駐車場整備地区

(平成 23 年 4 月告示)

約 28.0ha



中野区駐車場整備地区 (変更の考え方) 約 32.8ha

 追加変更区域

